

# 徳島県環境白書

～令和7(2025)年度～



徳 島 県



# 徳島県環境白書 令和7(2025)年度 目 次

## 第1部 総論

### 1 サステナブルとくしまの実現に向けた取組み

- (1) 環境保全施策の総合的・計画的推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - ① 徳島県環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - ② 徳島県環境基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第2部 環境の現況と対策

### 1 GXとくしま

- (1) クリーンエネルギーの最大限導入・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 脱炭素ライフ・ビジネススタイルへの転換・・・・・・・・ 11
- (3) 気候変動への「適応」の展開・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

### 2 好循環とくしま

- (1) 水資源、大気環境、土壌環境・地盤環境の保全・・・・・・・・ 18
- (2) 騒音・振動・悪臭、化学物質による環境汚染の防止・・・・・・・・ 23
- (3) 資源の循環利用・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (4) 平時と災害時に対応した廃棄物処理対策・・・・・・・・ 26

### 3 癒しの郷とくしま

- (1) 多様な自然環境の保全とふれあいの創造・・・・・・・・ 28
- (2) 癒しの郷とくしまの創造・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
  - (3) 生物多様性のゆりかごとくしまの創造・・・・・・・・ 30

### 4 県民主役とくしま

- (1) 県民主役の起点となる新たな拠点・・・・・・・・ 33
- (2) 事業者における環境配慮の適切な実施・・・・・・・・ 36
- (3) 広域的な環境保全対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

環境白書本編及びデータ・指標編は、徳島県ホームページ  
(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kankyo/kankoubutu/>) に掲載しています。



# 第1部 総論



# 1部 総論



## 1 サステナブルとくしまの実現に向けた取組み

### (1) 環境保全施策の総合的・計画的推進

#### ① 徳島県環境基本条例

##### ○概略

都市・生活型環境問題、化学物質問題、地球環境問題など、今日の複雑で多様化した環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動がもたらすものであり、私たちの日常生活や通常の事業活動が原因となっています。

このため、従来からの法令等による規制や行政主導型の施策では、十分に対応することが困難となっており、その解決には、社会経済活動全体を環境への負荷が少ないものに転換していくという視点に立ち、問題の性質に応じて、多様な手法を組み合わせ、総合的に進めていくことが必要となっています。

また、行政のみでなく、事業者や県民の皆様など、すべての者が、それぞれの役割に応じて、自らの日常生活や通常の事業活動を見直し、自主的かつ積極的に環境の保全・創造に取り組むことが求められています。

国では、こうしたことに対処するため、地球環境時代の環境施策の新しい基本理念や政策手法を示した環境基本法が制定され、また、これを受けた環境基本計画が策定されています。

一方、本県でも、すべての者の主体的な参画を図り、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的方向付けをする徳島県環境基本条例を平成11年3月に制定しました。

この条例は、環境保全について、①基本理念、②県、市町村、事業者、県民の責務、③施策の基本となる事項を定めたものであり、

- (1) 人と自然との共生
- (2) 持続的発展が可能な社会の構築
- (3) 地球環境保全に向けた地域の取組

の3つを基本理念として掲げています。

また、これらの基本理念にのっとり、県は基本的・総合的な環境施策の策定・実施、市町村は自然的社会的条件に応じた環境施策の策定・実施、事業者や県民は事業活動や日常生活において環境の保全に努めることなどを定めています。

さらに、こうした基本的な考え方の下で、従来から行ってきた規制的手法に加え、環境保全や創造に関する多様な施策を条例に位置付け、積極的に推進することとしています。

##### ○環境基本条例の体系

環境基本条例は、

- 1 条例の目的
- 2 健全で恵み豊かな環境の保全及び創造のための基本理念
- 3 行政・事業者・県民の各主体の責務

を明らかにするとともに、

- 4 環境の保全・創造施策を総合的・計画的に推進するための環境基本計画
- 5 環境の保全・創造のための主要な施策
- 6 地球環境保全・国際協力の推進
- 7 施策の推進体制の整備など

について定めています。

なお、本環境白書は徳島県環境基本条例第8条に規定されており、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにした報告書を作成し、公表することとしています。

前文（人と自然が共生する住みやすい徳島づくり）

第1章 総則

第1条 目的（現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することなど）

第2条 定義

第3条 基本理念

- (1)人と自然との共生
- (2)持続的発展が可能な社会の構築
- (3)地球環境保全に向けた地域の取組

県の責務

第4条

市町村の責務

第5条

事業者の責務

第6条

県民の責務

第7条

年次報告

第8条 環境の状況等の公表

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針（基本指針）

第9条 施策の策定等に係る指針

- (1)良好な環境の保持
- (2)生物多様性確保・多様な自然環境の保全
- (3)潤いと安らぎのある環境の保全・創造等

第2節 環境基本計画

第10条 環境基本計画

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

第11条 施策の策定等に当たっての配慮

第13条 規制等の措置

第15条 施設の整備等の推進

第17条 森林及び緑地の保全等

第19条 資源の循環的な利用等の促進等

第21条 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等

第23条 情報の提供

第25条 監視等の体制の整備

第12条 環境影響評価の推進

第14条 誘導の措置

第16条 水環境の保全等

第18条 良好な景観の形成等

第20条 事業社が行う環境管理の促進等

第22条 県民等の自発的な活動の促進等

第24条 調査及び研究開発の実施等

第26条 県民等の意見の反映

第4節 地球環境の保全及び国際協力

第27条 地球環境の保全

第28条 国際協力

第5節 推進体制等の整備等

第29条 推進体制等の整備

第30条 国及び他の地方公共団体との協力

第31条 財政上の措置

## ② 徳島県環境基本計画

徳島県環境基本計画は、環境をとりまく情勢等の変化を受け、これまでに平成25(2013)年度、及び平成30(2018)年度の2度に渡る見直しを行いました。前回の改定から5年が経過し、国内外の情勢変化を的確に捉えるとともに、県民主役の持続可能な社会の構築に向けて「第4次徳島県環境基本計画」を改定しました。

### ○第4次計画の概要

計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間としています。5年間の取組の基本コンセプトとして、「県民が主役となって進める持続可能な社会の構築」を掲げ、県民一人ひとりが環境への意識を高く持ち、自分のこととして取組を進めることで、豊かな県民生活と経済の持続的な成長を実現できる社会を目指します。





## **第2部 環境の現況と対策**



## 第2部 環境の現状と対策

### 1 GX とくしま

#### (1) クリーンエネルギーの最大限導入

##### ① クリーンエネルギーの導入促進

東日本大震災を契機に、災害にも強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築が求められるようになり、本県でも、豊富に存在する自然エネルギーを最大限に活用するため、平成24年に「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」を策定（平成27年改定）し、自然エネルギーの導入促進に積極的に取り組んできました。

その結果、本県の「自然エネルギーによる電力自給率」は、平成27（2015）年度に26.5%となり、当時の国の2030年度目標値（22～24%）を上回るものとなりました。

これまでの取組を更に推進するとともに、SDGsやパリ協定に沿った世界各国の脱炭素化への取組の加速や、ESG投資を背景とした企業活動の急速な脱炭素化、自然エネルギーの主力電源化、北海道胆振東部地震によるブラックアウトなど激甚化する災害に対応できる「自立・分散型電源」確保の必要性など、自然エネルギーを取り巻く急激な社会・経済情勢の変化に対応するため、令和元年7月、新たに「自然エネルギー立県とくしま推進戦略～脱炭素社会の実現へ！～」を策定しました。

本戦略では、2050年の脱炭素社会実現を目指し、「2030年度・自然エネルギー電力自給率50%」を目標に掲げ、「環境とビジネスの両立・発展」、「エネルギーの地産地消」、「自立・分散型電源の確保」、「水素エネルギーの社会実装」に関する「戦略プロジェクト」をとりまとめました。

さらに、令和6年3月には、「地球温暖化対策」と「エネルギー対策」を一体的かつ計画的に進めるため、5つの脱炭素関連計画を統合した「徳島県GX推進計画」を策定しました。本計画では「2030年度・クリーンエネルギー電力自給率70%超」という意欲的な目的を掲げ、太陽光、風力、水力をはじめとする「クリーンエネルギーの最大限導入」に取り組むことで、クリーンエネルギーによる電力自給率のさらなる向上を目指しています。



太陽光発電



風力発電



水力発電

クリーンエネルギーの導入を加速させるため、本県では「太陽光発電設備」「蓄電池」「EV」を「脱炭素・三種の神器」と位置づけ、県民や事業者における導入を促進しています。具体的な取組の一つとして、初期費用低減化のビジネスモデル「PPA（電力販売契約）」を活用した県有施設への太陽光発電設備等の率先導入を推進しており、令和6年度末時点で、計15施設に太陽光発電設備を導入しました。そのうち、蓄電池が未設置であった9施設には、本事業により蓄電池を追加で設置しました。

また、地域に豊富に存在するクリーンエネルギー資源を最大限に活用し、「地域の活性化」を図るため、先駆的・モデル的な取組を推進するとともに、クリーンエネルギーを活用した農林水産業やクリーンエネルギー関連産業の振興に積極的に取り組みました。

なかでも水素エネルギーはカーボンニュートラルのキーテクノロジーとして注目されています。

本県では、令和6年度末現在、パトカー1台を含む計7台の燃料電池自動車を県公用車として率先導入しており、これらの車両をイベント等での「走る発電所」としての外部給電実演や、災害時をはじめとした水素エネルギーの活用事例の発信に積極的に活用しています。

インフラ面においては、令和3年度に「地産水素」を活用した全国初の「製造・供給一体型」水素ステーションが稼働を開始しました。あわせて、中四国初となる燃料電池バスの路線運行（鳴門線）も実現しました。



「中四国初」燃料電池バスの  
路線運行開始



「全国初」地産水素を活用した  
製造・供給一体型水素ステーション  
稼働開始



イベントにおける  
外部給電デモンストレーション

さらに、こうした本県の取組をより発展させるため、環境先進国の取組を学び、本県の環境施策に活かすため、ドイツのニーダーザクセン州や韓国の済州特別自治道と環境分野での交流を行っています。

指 標	現状値 (2022 (令和4年度))	目標値	
		年度	数値
クリーンエネルギーによる電力自給率(実績値)	49.4%	2030年度	70%

指 標	現状値 (2024 (令和6)年度)	目標値	
		年度	数値
県有施設への太陽光発電設備設置率	67.5%	2030年度	80%
県有施設への太陽光発電設備容量(累計)	2,615kWh	2030年度	4,500kWh

## ②クリーンエネルギー関連産業の創出と振興

2008年のリーマンショック以降、既存産業が衰退化する中、世界各国が環境関連技術の開発や産業創出を図る「グリーンニューディール政策」を推進しており、日本では、日本再興戦略でエネルギー関連の投資の増加・雇用の創出に向けた取組みを進めることとしています。

本県では、LEDの世界最大級の生産拠点が立地する優位性を活かし、「次世代LEDバレイ構想」を推進するとともに、県内企業の環境に配慮した製品開発等を支援しました。

さらに、電気自動車の普及や再生エネルギーの有効活用に伴い需要が高まる蓄電池関連産業の集積を図るため、「徳島バッテリーバレイ構想」を策定しました。

環境配慮型産業は、課題解決型の成長産業として期待が高まっており、環境と経済の両立や地域産業の活性化・再生のため、その取組みを加速していく必要があります。

自然エネルギーのほか、LEDや蓄電池など、本県が有する創エネ・省エネ・蓄エネ技術を活かして、新たな環境・エネルギー産業の創出による地域活性化や雇用の創出、企業誘致などの取組みを展開し、「自然エネルギー立県」として積極的な取組みを推進します。

### ③クリーンエネルギーを活用した防災・減災対策の推進

南海トラフ巨大地震や近年頻発している異常気象により、甚大な被害が想定される本県においては、「防災」だけでなく、被害を最小化する「減災」や、被災前からの復興に向けた取組である「事前復興」の視点を加えた対策を講じていく必要があります。

そこで本県では、災害に強い特性を有するクリーンエネルギーを活用した「自立・分散型エネルギー社会」の構築のため、防災拠点となる施設（病院や学校、庁舎）や避難所施設に太陽光パネル、LED照明、リチウムイオン蓄電池等の整備を着実に進めるなど、住民が安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進してきました。また、こうした取組の裾野を広げるべく、個人向けの太陽光発電設備や蓄電池の導入に対する補助も積極的に行っています。

また、EVをはじめとするゼロ・エミッション・ビークル（ZEV）については、走行時に排気ガスを排出しない環境性能に加え、災害時には「動く蓄電池」として機能する点に着目しています。

このため、脱炭素化のみならず「災害に強いまちづくり」の観点からも、避難所や家庭での停電対策への活用を促進し、その有用性を広く発信することで、地域の防災力強化につなげています。



太陽光パネル設置施設



イベントにおけるFCバス外部給電デモンストレーション

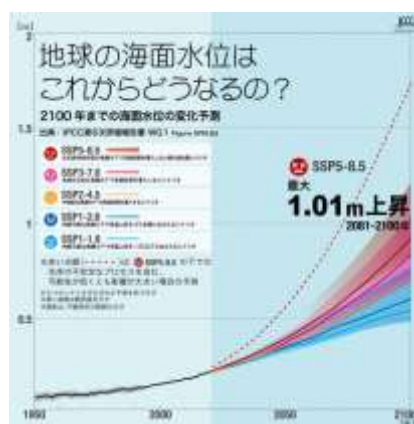
## (2) 脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの転換

### ①脱炭素型ライフスタイルへの早期転換

#### ○脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた取組

私たちの社会経済活動の拡大に伴い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量が増加し、地球温暖化が引き起こされると考えられています。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第6次評価報告書によると、今世紀末の世界平均気温の将来予測は、工業化前と比べて最大5.7℃もの上昇や、最大1.01mの平均海面水位の上昇も懸念されています。

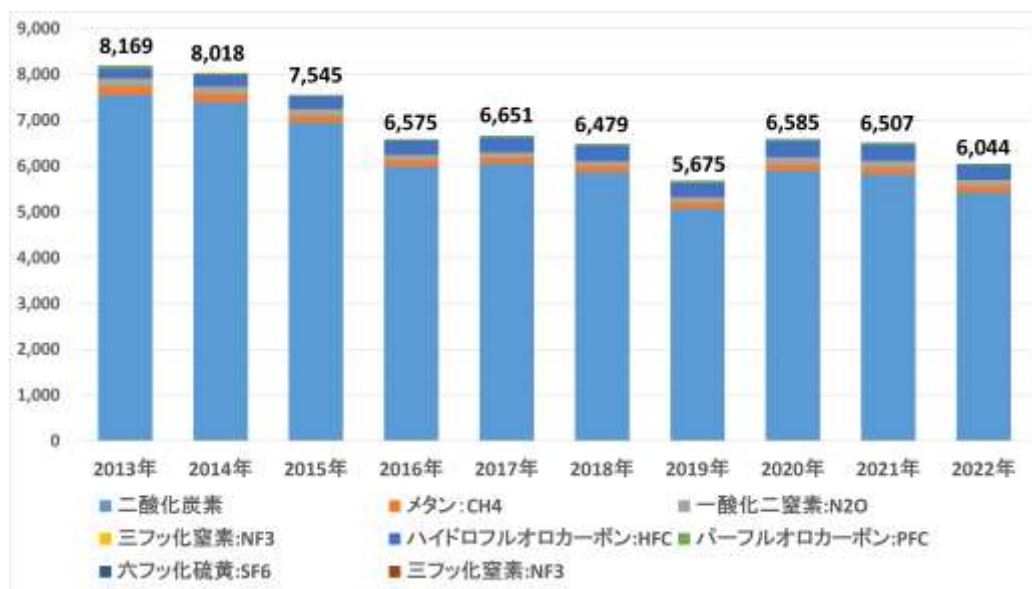


(出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター IPCC 第6次評価報告書特設ページ

このような気温上昇に伴い、海面水位の上昇による陸地の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響、砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、熱中症や感染症の発症数の増加等が生じるおそれがあり、私たちの生活に甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

こうした中、令和 5（2023）年度の全国の温室効果ガス排出量（確報値）は、約 10 億 7,100 万 t-CO<sub>2</sub> となっており、基準年平成 25（2013）年度比で総量が 23.3%減少し、前年度比では 4.0%の減少となりました。前年度からの排出量減少の主な要因は、産業部門、業務その他部門、家庭部門における節電や省エネ努力等の効果が大きく、全体では、エネルギー消費量が減少したことが考えられます。

また、令和 4（2022）年度における本県の温室効果ガス排出量は、6,044 千 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年(2013 年)に比べ 26.0%減少しています（三フッ化窒素を含む）。なお、二酸化炭素の排出部門別では、民生部門が最も多くの割合を占めています。また森林吸収量（経営管理された森林のみ）は 756 千 t-CO<sub>2</sub> となっています。



温室効果ガス排出量の推移（千 t-CO<sub>2</sub>）（三フッ化窒素を含む）

本県では、平成 23（2011）年 8 月、徳島県地球温暖化対策推進条例に基づき、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指すため、「徳島県地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

また、今世紀後半に「温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指す「パリ協定」が 2015 年 12 月に採択されたことを受け、平成 28（2016）年 10 月に全国初の「脱炭素社会の実現」を掲げる「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を制定するとともに、同年 12 月には、2030 年度を目標年として「2013 年度比 40%削減」の温室効果ガス削減目標を掲げ、県民総ぐるみで施策を推進してきました。

さらに、気候変動対策を巡る国際社会や国の動向を踏まえ、「環境首都とくしま」として、「脱炭素社会の実現」に向けた新次元の施策を総合的かつ計画的に推進し、我が国の気候変動対策を牽引するため、令和 2（2020）年 3 月に「気候変動対策推進計画（緩和編）」を策定し、温室効果ガス削減目標を「2013 年度比 50%削減」に上方修正しました。

また、令和 3 年 12 月には、カーボンニュートラル達成に極めて重要な、2030 年度までの具体的な取組みと行程を示す「徳島県版・脱炭素ロードマップ」を策定し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めてきたところです。

加えて、脱炭素を巡る昨今の国際社会や国の動向を踏まえ、令和 6 年 3 月には、「地球温暖化対策」と「エネルギー対策」を一体的かつ計画的に進めるため、5 つの脱炭素関連計画を統合した「徳島県 G X 推進計画」（令和 6 年度から令和 10 年度）を策定し、「県民が主役となって進める持続可能な社会の構築」を基本コンセプトに掲げ、重点施策として「クリーンエネルギーの最大限導入」「省エネルギー対策の徹底」「脱炭素に向けた循環型社会の構築」「地域資源を活用した吸収源対策」、共通施策として「県民総ぐるみによる G X の加速」を位置付け、積極的な取組を進めています。

気候変動の「緩和策」として、地域コミュニティにおいて、省エネ活動により創出した温室効果ガス削減分に対して価値を付与し、率先して省エネ活動を行う意欲を喚起させるとともに、地域の課題を解決する取組みを推進しました。

指 標	現状値 (2022 (令和 4) 年度)	目標値	
		年度	数値
温室効果ガス排出削減率 2013 年度比 (累計)	-35.3%	2028 年度	-46.0%

また、家庭・業務部門の脱炭素化に向けて、高い断熱性能を持つネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 及びビル (ZEB) の普及も促進しました。蓄電システム併設型 ZEH への補助を経て、現在はより高性能な住宅であるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス・プラス (ZEH+) への補助を行い、快適で災害に強い住環境の創出を図っています。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
新築住宅に占める ZEH の割合	40.7%	2030 年度	60%

あわせて、運輸部門の排出量の約 9 割を占める自動車についても、EV の普及と充電インフラの整備を「車の両輪」として脱炭素化を推進しています。

走行時に排気ガスを排出しない EV は、温室効果ガスの削減に加え、大気汚染の防止や騒音低減など生活環境の向上にも寄与します。このため本県では、導入補助事業による普及促進とともに、啓発活動を実施してきました。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
ZEV 普及台数	4,101 台	2030 年度	10,000 台

また、ユーザーの利便性を向上させるとともに EV 普及を後押しするために、充電インフラの整備を推進する取組を行っています。令和 6 年 3 月策定の県独自の整備指針により、2030 年度までに 2023 年度比で「10 倍」となる「2000 口」の整備目標を設定しました。具体策として、民間の「初期費用・維持管理ゼロ円モデル」を活用した県有施設への率先導入を展開しています。令和 6 年度末までに 9 施設・計 42 口を整備し、EV を利用しやすい環境づくりを推進しています。

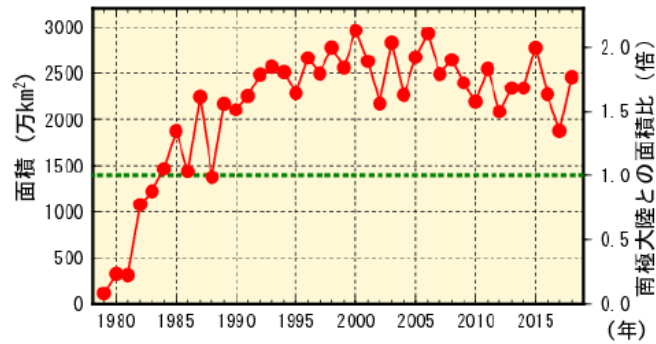
指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
EV 用充電設備設置口数	298 口	2030 年度	2,000 口

また、平成 29 年から「環境教育の推進」や「環境活動の支援」などの気候変動対策に県と連携して取り組む企業・団体と「とくしまエコパートナー協定」を締結し、県民総活躍による気候変動対策を推進しています。令和 5 年度末時点の累計で、22 企業・団体と締結しています。

さらに、水素ステーションの整備促進や燃料電池自動車 (FCV) の普及を図るとともに、県庁の「自然エネルギー由来・水素ステーション」を核とした「水素社会啓発・体験ゾーン」での水素教室など、あらゆる機会を通じた普及啓発を実施しました。

### ○フロン類の排出抑制・3R の推進

地球を取り巻く成層圏にはオゾン層があり、生物を有害な紫外線から守っています。しかし、フロン等のオゾン層破壊物質によってオゾン層が破壊されることで、地上に到達する紫外線量が増加し、人の健康や動植物等の生態系への影響が懸念されています。成層圏の中でオゾン層が少ない箇所をオゾンホールと呼び、高緯度地域で多く観測されています。



オゾンホール面積の年最大値の推移 (出典) 気象庁ホームページから

我が国では、昭和 63 (1988) 年にオゾン層保護法を制定し、生産規制を進めるとともに、家電リサイクル法 (平成 13 年施行) やフロン排出抑制法 (平成 27 年施行) などにより、家庭用冷蔵庫や家庭用エアコン、業務用空調冷凍機器やカーエアコンのフロン類の回収及び破壊が義務付けられています。

本県では、オゾン層保護及び地球温暖化の防止に対する県民や事業者等の理解を深めるための普及啓発を推進し、フロン類の排出抑制、回収処理の向上に取り組みました。具体的には、フロン排出抑制法に基づく立入検査や講習会を実施し、フロン類の管理の適正化等に関する啓発・指導を行いました。

## ②脱炭素型ビジネススタイルの展開

本県では、高等教育機関における産官学連携組織や地域支援組織と連携し、創・省・蓄エネ機器の開発や大気・水処理技術、自然再生など、グリーンイノベーションの「芽」を見つけ、育てる取組みを推進しました。令和 6 年度においては、グリーンイノベーションの創出を図るため、省エネルギー LED 製品等の開発を支援しました。

また、今後、環境配慮型産業は、グリーンイノベーションを通じたエネルギー制約の解決や新たな産業創出の潜在需要を掘り起こす課題解決型の成長産業として期待が高まっており、環境と経済の両立や地域産業の活性化・再生のため、その取組みを加速化していくことが求められています。

「とくしま地域産学官共同研究拠点」を活用し、産官学で技術開発を進めるとともに、中小企業の新製品・新技術開発などを加速するため、「とくしま経済飛躍ファンド」による支援や、国等の競争的研究開発資金の確保に努め、本県中小企業の「ものづくり」技術を活かした環境に配慮した産業の創出を図りました。令和 6 年度には、高機能素材関連分野の取組みとして、県内ものづくり企業と連携し、CFRP、CNF 等を活用した環境負荷低減製品の共同開発などを実施しました。

さらに、SDGs や環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、農業においても、地球温暖化防止や生物多様性保全等の環境負荷軽減を推進することが求められています。本県では、環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「とくしまエシカル農産物 (GAP、エコファーマー、有機農業による農産物)」の生産拡大を図り、有機物の施用による土づくりや化学農薬・化学肥料の使用量の低減を推進しました。

有機農業等の生産技術向上と消費者の認知度向上を目的とした「オーガニック・エコフェスタ」等のイベントにおける PR を通じて、エシカル農産物に関する消費者の理解促進や需要拡大を図り、環境と調和した農業を支える仕組みづくりを進めました。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
エシカル農産物の生産面積	2,077ha	2028 年度	2,450ha



徳島県知事認定



登録認定機関名



優秀認定★★★  
特別栽培

### ③自治体の脱炭素化推進

本県では、平成 21 年 4 月から「徳島県地球温暖化対策推進条例」（平成 29 年 1 月からは「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」）を施行し、気候変動対策に関する県民・事業者の責務を明文化したほか、化石燃料の使用量が多い事業者や自動車を数多く保有する事業者等に対して、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制対策などをまとめた「計画書」や「実施状況等報告書」を提出し、温室効果ガスの排出削減に主体的に取り組むことを求めてきました。

また、事業者の脱炭素型ビジネススタイルへの転換を促進するため、温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む事業者の削減努力が見える化し、積極的に公表するとともに、特に優れた功績のあった事業者等に対しては、表彰や発表の機会を創出し顕彰に努めました。

このほか、地球環境保全行動に対する県民の意欲を高めるため、「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」では、4 月 22 日を「徳島県地球環境を守る日」とするとともに、県民に対してエコドライブの呼びかけやフロン対策の情報提供を行うなど、環境保全に関する普及啓発を積極的に行うことにより、持続可能な社会の実現を目指すこととしています。

＜令和 6 年度の実績＞

- ・ LED 道路照明灯（橋梁照明、トンネル照明を除く）の設置割合（累計） 60%

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
県公用車の新規・更新における電動車割合 100% (うち EV100%) ※ただし、代替可能な車両がない場合を除く。	100% (うち EV13.3%)	2030 年度	100% (うち EV10%)

### ④地域資源を活用した吸収源対策

平成 21 年度からは「とくしま協働の森づくり事業」を実施し、二酸化炭素の排出を吸収源対策で埋め合わせるカーボン・オフセットの考え方を森づくりの分野でモデル的に導入しています。（令和 6 年度累計参画企業・団体数 173 社）



協働の森づくり

このほか令和 6 年度には、森林の新たな価値を創出し経済と環境の好循環を生み出すため、県内事業者を対象に「徳島県 J-クレジット創出セミナー」を開催し、J-クレジット制度の普及啓発を図りました。

また、二酸化炭素の長期固定が可能な建築物への木材利用を促進するため、徳島県と香川県の 2 県にまたがる「建築物木材利用促進協定」に基づき、増加する「徳島すぎ」の大径材を活用する構造用集成材の製造支援を行いました。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
J-クレジットの販売量	34t	2028 年度	2,000t

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
県産材の生産量	34 万㎡	2028 年度	60 万㎡

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
エリートツリーの植栽割合	58%	2028 年度	65%

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
SDGs 森づくり宣言企業・団体数 (累計)	173 団体	2028 年度	105 団体

### (3) 気候変動への「適応」の展開

#### ①気候変動に適応した防災・減災力の向上

##### ○自然災害を迎え撃つ県土強靱化

県下全域が台風の常襲地帯であるとともに、急峻な地形や脆弱な地質のため、幾度となく、大規模な水害・土砂災害が繰り返し発生してきました。

本県では、気候変動により懸念される深刻な洪水、異常湧水等に備え、「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」により、流域における事前防災・減災対策に取り組みました。具体的には、平成 30 年度の県下全域にわたる流域における水管理に関する「課題」「目標」を明らかにし、目指すべき流域の姿を示した「とくしま流域水管理計画」のとりまとめに続き、流域単位での具体的な取り組みを示す「流域水管理行動計画」の策定を推進し、令和元年度以降、大谷川（鳴門市）、正法寺川（藍住町）などで同行動計画を策定しました。

また、大規模な水害・土砂災害による被害を最小限にする河川・砂防・治山施設の整備や集落孤立防止のための生命線道路の整備等を推進するとともに、県民の防災意識の向上を図り、自助・共助の取り組みを強化しました。

##### ○環境モニタリング体制の強化

東日本大震災以降、原子力発電所の事故及び周辺で災害が発生した場合における放射能による環境への影響が懸念されています。

また、本県には切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震などの被害が想定される地域が多くあります。

このため、平時から環境中における放射能の状況を把握しておくとともに、地震や津波が発生した場合における有害物質の環境への漏洩による二次災害を防止するための体制を整備しておく必要があります。

本県では、原子力規制庁の委託事業として環境放射能水準調査を実施しているほか、徳島県生活環境保全条例に基づき、事業者が取り扱う化学物質の量を把握し、県に報告する制度を設けています。また、県下の主要な企業との間で関係市町とともに環境保全に関する協定を締結し、情報の共有に努めました。

今後も、災害の規模・地域性などの特性に応じたモニタリング体制の整備に努めます。



環境放射能モニタリングポスト

## ②気候変動に適応した産業の振興と県民生活の安定

気候変動の影響により、農林水産物の品質の低下や収量の減少が現れています。現在も、高温耐性品種の導入や高温対応の栽培管理に取り組んでいますが、安定的な生産や供給体制を確立するために、関係機関と連携した技術開発・普及を推進する必要があります。

県においては、気候変動による影響を回避・軽減するため、高温による品質低下が少ない良食味な水稻品種「あきさかり」、夏台風の被害軽減を図ることができるレンコン早生品種「阿波白秀」、高水温環境に強く、収量性の高いワカメ品種等の導入や高品質・安定生産技術の開発を推進するとともに、地球温暖化による冬の平均気温や最低気温の上昇を効果的に活用し、アボカド等の熱帯性果樹の低コスト栽培技術の開発に取り組みました。また、森林管理を適正に行うため、公有林化や森林境界の明確化等も推進しました。



水稻の高温耐性品種「あきさかり」



レンコン早生品種「阿波白秀」



熱帯性果樹「アボカド」の栽培実証

### <令和6年度の実績>

・熱帯性果樹の栽培実証経営体数 18経営体

地球温暖化の影響により、企業のサプライチェーン（生産過程、生産物の販売、生産施設の立地など）に影響を及ぼすことが予想されています。地球温暖化に対応する製品や技術に対する需要の増加が予想され、ビジネスチャンスが拡大するとの見方も示されています。

事業活動等への気候変動による影響について情報収集・調査研究し、適切に情報提供を行うことにより、企業における適応の取組みを促進しました。

また、気候変動の影響を効果的に活用するため、地球温暖化の防止や適応に資する環境関連製品や技術について広く県民に周知し、それらの優先的な選択（エシカル消費）を推進しました。

今後も、適応策に関するセミナー・イベント等の開催や、暑熱対策技術・製品、災害の検知・予測システムなど「適応ビジネス」の展開等、各主体における適応策への協力を呼びかけていきます。

さらに、気候変動やその影響に関する普及啓発を通じ、県民、事業者等の理解を深め、幅広い主体における適応策への協力、実践を促す必要があります。

本県では、県民生活や事業活動における気候変動の影響について理解を深め、日常の行動へつなげられるよう、情報提供や普及啓発を実施しています。平成28年10月には、今後これまで以上に県民生活に関する幅広い分野での影響が懸念されることから、そのリスクをできる限り低減するため、本県における適応策を取りまとめた「徳島県気候変動適応戦略」を策定しました。それを受け、平成29年度には、「地域にどんな影響が起きているのか、また、起ころうとしているのか、そして自分たちの地域で何ができるのか」を考えるワークショップを、環境省・中国四国地方環境事務所と共に開催して、「適応策」への理解を深めていただきました。令和元年度には、気候変動適応プラットフォーム（ホームページ）を構築し、適応策についての様々な情報を一元的に発信するとともに、適応策普及啓発用の小冊子やしおりを作成するなど、積極的な啓発活動を実施しました。令和2年度には、気候変動対策推進計画（適応編）を策定し、緩和策との両輪で、県民総活躍による気候変動対策を推進しています。

「気候変動適応法」を踏まえた取組みとして、地域において、気候変動への適応に関する情報収集・提供等を行う拠点（地域気候変動適応センター）機能を担う体制の充実に努めました。本県では、令和2年3月に「徳島県気候変動適応センター」を設置し、国立環境研究所及び県内の研究機関等との情報共有等を行い、広く県民に適応策を普及させました。

## 2 好循環とくしま

### (1) 水資源、大気環境、土壌環境・地盤環境の保全

#### ①水資源保全対策の推進

本県の公共用水域は、吉野川水系及び那賀川水系を中心に、勝浦川などの中小河川並びに播磨灘、紀伊水道及びこれらに接続する内湾等の海域からなり、恵まれた水環境を形成し、水産業などの産業や住民の交流の場としても広く利用されています。

環境基本法では、水質汚濁物質の濃度について、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が定められています。

本県では、主要な 18 河川及び 9 海域に環境基準の類型指定を行い、令和 6 年度に河川 75 地点、海域 31 地点の計 106 地点で水質測定を行いました。代表的な水質指標として河川では生物化学的酸素要求量（BOD）、海域では化学的酸素要求量（COD）があり、令和 6 年度の環境基準達成状況は、河川が 96%、海域が 91%でした。

公共用水域の環境基準達成状況

区分 年度	達成率 (%)				
	R2	R3	R4	R5	R6
河川	92	96	96	96	96
海域	91	100	100	82	91

その他の生活環境項目や健康項目については、概ね環境基準を達成している状況にあり、良好な水環境が保たれています。しかし、一部の小河川では、都市化の進展に伴い未処理の生活排水等の流入による水質汚濁が見られます。

地下水も貴重な水資源として広く活用されており、その水質を確認するため、令和 6 年度には県下 43 井戸の地下水について環境基準項目の水質測定を行いました。その結果、継続監視調査の 3 地点（鳴門市 1 地点、吉野川市 1 地点、東みよし町 1 地点）において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準不適合でした。他の地点及び項目については環境基準を達成していました。

地下水の所在市町数、測定地点数及び検体数

区分	市町数	地点数
概況調査 (定点方式)	7	21
概況調査 (ローリング方式)	18	19
継続監視調査	3	3
計	28 (20)	43

※ ( ) 内は重複をのぞいた市町数

このように良好な本県の水環境を保全するために、公共用水域については、水質汚濁防止法や徳島県生活環境保全条例に基づき、汚濁等を排出する工場・事業場等に対する排水基準を設定し、その規制や監視・指導を行いました。これに併せて、瀬戸内海環境保全特別措置法や水質汚濁防止法に基づく水質総量規制や富栄養化対策等を行っているほか、河川の浄化等を実施しました。



浄化用水ポンプ

また、河川を対象とした環境学習やフィールド講座の実施により、河川環境保全への意識啓発を行うとともに、「徳島のみずべ」の魅力情報を発信しました。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
里海創生リーダー認定数	272 人	2028 年度	300 人

地下水については、有害物質を使用する工場・事業場の監視・指導等を行い、地下水汚染防止に努めました。

また河川等の公共用水域の水質に大きな影響を及ぼす生活排水の対策として令和 4 年度に策定した「とくしま生活排水処理構想 2022」において、令和 17 年度における生活排水の汚水処理人口普及率 95%以上を目標とし、地域特性に応じ下水道、農業等集落排水施設、浄化槽など適切な施設の整備を行いました。なお、令和 6 年度末現在における汚水処理人口普及率は、69.6%でした。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
汚水処理人口普及率	69.6%	2028 年度	76%以上

吉野川をはじめとする、多くの河川の表流水や伏流水は地下水とともに、上水道や農業・工業用水として広く利用されています。

水源の大部分を地下水とこれらの河川の表流水に依存する本県の水道普及状況は、地理的条件の悪い山間へき地で未普及の状態が見られるものの、令和 5 年度末現在で 97.4%、また、年間給水量は 101,452 千 m<sup>3</sup>となりました。

しかしながら、本県では、降水量の多い時期が偏っている上、地形が急峻であるなど、水利用について厳しい条件を有していることから、たびたび渇水に見舞われます。このため工場・事業場等における工業用水の循環利用や農業用水の効率的利用を促進しているほか、公共施設における雨水利用設備や処理水の中水利用設備、節水機器などの導入を推進するなど、水資源の有効利用に努めました。

それとともに、保安林のひとつである「水源かん養保安林」の指定や治山事業の推進など、水源かん養機能の強化促進による水資源の確保にも努めており、令和 6 年度末における「水源かん養保安林」は国有林と民有林を合わせ、計 99,988ha となりました。さらに、平成 26 年 4 月に施行した「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づき、公有林化や公的管理、協働管理などを推進し、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持・推進を図りました。



手入れされた豊かな森林

今後とも、公共用水域や地下水の水質の常時監視の充実を図り、森林の保全等による水資源の確保、産業・生活排水対策による水環境の保全に努めます。

## ②大気環境の保全

本県の大気汚染物質の環境濃度は、近年ほぼ横ばいに推移しており、令和6年度においても同様な状況となっています。一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については有効測定日数を満たす測定局全てで環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、17測定局全てで環境基準を超える日がありました。一方、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）では二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素について、環境基準を100%達成しました。

環境基準の達成状況の推移

区分		達成率 (%)				
		R2	R3	R4	R5	R6
一般環境大気測定局	二酸化硫黄	100	100	100	100	100
	二酸化窒素	100	100	100	100	100
	光化学オキシダント	0	0	0	0	0
	浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100
	微小粒子状物質	100	100	100	100	100
自動車排出ガス測定局	二酸化硫黄	100	100	100	100	100
	二酸化窒素	100	100	100	100	100
	浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100
	一酸化炭素	100	100	100	100	100

また、酸性雨及び石綿のほか、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気の汚染の原因となる有害大気汚染物質中の優先取組物質22物質（うちダイオキシン類については、「化学物質による環境汚染の防止」に別途記載）並びに水銀及びその化合物についても環境モニタリング調査を行いました。

上記物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては大気汚染に係る環境基準が定められており、県内4地点で調査を行いました。令和6年度の測定結果では、全ての物質が環境基準を全局で達成していました。

また、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化メチル並びにアセトアルデヒドについては、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」が設定されており、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、塩化メチルについては県内4地点で、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物については県内2地点で、アセトアルデヒドについては県内3地点で調査を行いました。令和6年度の調査結果では、全地点において全ての物質が指針値を満たしていました。

水銀による地球規模での環境汚染を防止するための「水銀に関する水俣条約」が発効され、この条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法が平成30年度に改正されました。水銀排出施設に係る届出、水銀等に係る排出基準の遵守など水銀排出規制に関して、周知・指導に努め、適切な対応を図りました。

指 標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値	
		年度	数値
工場・事業場等の水銀排出規制の適合状況	100%	2028 年度	100%

大気環境の保全のために、一般局、自排局、移動測定車による大気汚染の常時監視を行ったほか、発生源に対しては、大気汚染防止法等の規制に加え、徳島県生活環境保全条例により国の基準より厳しい上乘せ・横出し規制を行うほか、工場・事業場からのばい煙の排出等の規制指導を行いました。また、自動車等については、大都市地域を対象としたディーゼル自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の削減対策が講じられるとともに、自動車燃料品質の改善等が図られています。



環境大気測定車



PM2.5 自動測定装置

今後も、工場・事業場等の固定発生源の規制・指導の強化や大気環境測定局装置の整備・充実、有害大気汚染物質の環境基準の維持達成のための低減対策等の強化を図るとともに、大気環境保全への意識と関心を高めるため、小学生・地域住民等を対象とした環境学習事業を進めていきます。

### ③酸性雨対策の推進

酸性雨とは、化石燃料の燃焼により大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が上空で硫酸や硝酸に変化し、それが雨水等に溶け込み酸性を強めた雨などのことです。北欧では酸性雨による湖沼の酸性化や森林が広域で枯損するなど影響が問題になっています。また、酸性雨の原因物質は風により長距離を移動するた

め、日本国内だけでなく、中国、アジア地域など国際的な対策が必要な問題です。

我が国では、昭和 58 年度から全国で酸性雨の観測が行われており、環境省により、全国の調査結果が公表されています。

本県では、令和 6 年度も県内 3 地点で酸性雨の観測を行っており、これまでの全国調査結果とほぼ同様の状況でした。

雨水の pH の年平均値

調査地点	測定値 (年度)					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
徳島市	4.79	4.71	4.80	4.85	4.71	4.84
阿南市	4.84	5.00	4.92	5.23	5.09	5.05
美馬市	5.05	4.96	5.05	5.15	5.09	5.11
環境省調査	4.65~5.23	4.68~5.24	4.80~5.25	4.90~5.26	4.85~5.23	—

酸性雨対策として、東アジア地域では、東アジア酸性雨モニタリングネットワークが稼動し、地域協同の対策が取り組まれています。

我が国では、これまでの酸性雨調査とともに、陸水、土壌・植生等の継続的なモニタリング調査が行われています。

本県では、県内の酸性雨測定監視を継続するとともに、国の調査などから酸性雨による環境影響に関する情報収集を行っています。また、酸性雨の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物の発生抑制のため、工場・事業場への規制を実施したほか、アイドリングストップ等の自動車の燃料消費量の削減に向けた啓発等に取り組んでいます。

#### ④土壌環境・地盤環境の保全

土壌汚染については、昭和 45 年に制定された農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき対策がとられてきたほか、平成 3 年に土壌の汚染に係る環境基準が制定され、平成 15 年には土壌汚染の状況把握と土壌汚染による人の健康被害の防止に関する対策等を示した土壌汚染対策法が施行され、平成 22 年には土壌汚染の状況を把握するための制度の拡充や、汚染土壌の搬出に関する規制等が追加された改正土壌汚染対策法が施行されました。

土砂等の埋立て等に伴う土壌汚染の防止等については、徳島県生活環境保全条例により、適正な土砂等の埋立て等を図るための規制を行いました。

また、本県では地下水を貴重な水資源として広く利用しているため、過剰な汲み上げにより地盤沈下や地下水の水位低下、塩水化を引き起こすおそれがあります。そこで、県内 52 地点で地下水位を、約 130 地点で地下水の塩水化状況を観測しています。なお、塩水化状況について、傾向として大きな変化は見られなかったところです。

地下水位の状況 (単位: m)

観測井の名称 及び土地	経年変化 (年度)						
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
今切第一(徳島市川内町加賀須野)	0.27	0.28	0.18	0.17	0.22	0.19	0.16
今津浦(阿南市那賀川町今津浦)	1.11	1.11	1.12	1.08	1.11	1.09	1.05

(注) 地下水位は、井戸天端から地下水面までの距離を示し、それぞれの年間の平均値を示しています。  
数値が小さいほど、地下水位が高いことを示しています。

地下水塩水化の状況 (塩化物イオン濃度単位: ppm)

観測井の名称 及び土地	経年変化						
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
今切第一(徳島市川内町加賀須野)	4,562	5,660	4,967	5,195	4,773	5,173	5,128
今津浦(阿南市那賀川町今津浦)	9.7	9.3	8.5	8.3	7.9	7.7	6.7
応神(徳島市応神町吉成)	102	96.3	84.2	81.5	76.4	69.2	66.6

(注) 数値は、それぞれ年間平均値を示しています。

さらに、徳島県生活環境保全条例において地下水の採取の適正化について定められており、対象地域の指定や取水規制、水源転換等の適正化指導を行っており、今後も適切な運用を図ります。

### <令和6年度の実績>

・工場・事業場等のばい煙排出規制の適合状況	100%
・土壌汚染対策法第4条第1項の届出	118件
・徳島県生活環境保全条例第62条「特定事業」の許可	14件

## (2) 騒音・振動・悪臭、化学物質による環境汚染の防止

### ①騒音・振動・悪臭対策の推進

騒音、振動、悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与えることにより生活環境を損ない生理的・心理的被害をもたらすものです。

騒音には、工場や商店等による事業活動に伴うもの、建設作業に伴うもの、航空機、自動車等の交通騒音に伴うもの、クーラーの室外機やステレオなど家庭生活に伴うものなど、その発生源や音の質・量ともに多種多様です。また、製造業や建設業では、騒音に伴って振動も発生することが多くみられます。

騒音については、一般地域（道路に面する地域以外）と道路に面する地域の環境騒音について環境基準が定められており、本県では、令和6年度に一般地域について10地点、道路に面する地域について22路線で環境基準の達成状況を調査しました。その結果、一般地域では90%で両時間帯（昼間、夜間）とも環境基準を達成していました。また、道路に面する地域では測定した22路線の面的評価（総延長距離61.6km、総評価戸数4,765戸）を行った結果、96.1%で両時間帯とも環境基準を達成していました。



航空機騒音測定



自動車騒音測定

振動については、振動規制法に基づき工場・事業場や建設作業の規制を行っているほか、道路交通振動については主要道路沿線で調査を行っており、振動規制法で定められた道路交通振動の要請限度を大きく下回っています。

悪臭は、工場や畜産事業場などのほか、飲食店や一般家庭などからも発生しており、硫化水素やメチルメルカプタンなどが原因物質となっています。

騒音・振動・悪臭防止対策として、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づいた地域指定、同法や徳島県生活環境保全条例に基づく工場・事業場や建設作業等への規制や指導を行いました。さらに、騒音については環境基準の類型指定を行い騒音測定を行うほか、自動車交通騒音については、騒音監視とともに、道路建設段階での遮音壁や構造物設置による防音対策や道路構造の改善、交通網の合理化など、関係機関との連携を図りながら総合的な対策を進めました。また、近隣騒音については、飲食店等に対する規制・指導を進めるほか、県民の生活騒音防止への意識とマナーの向上を図りました。

### ②化学物質による環境汚染の防止

化学物質は、私たちの生活を豊かにし、また生活の質の維持向上に欠かせないものとなっています。その一方で、日常生活の様々な場面や、製造から廃棄に至る事業活動の各段階から多種多様な化学物質が環境に排出されています。その中には、焼却などに伴って非意図的に発生するダイオキシン類など、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがある物質もあり、化学物質の環境リスクに対する不安が存在することも事実です。

公害防止対策としては、公害防止施設の設置及び環境への負荷の低減に役立つ事業等の実施に対する低利子融資制度（環境保全施設整備等資金貸付制度）を設けています。

また、徳島県生活環境保全条例第 137 条の規定に基づき、県下の主要な企業との間で関係市町とともに公害防止協定・環境保全協定を締結し、地域の実情に応じた環境保全対策の実施に努めているほか、必要に応じて立入調査等を実施しました。

さらに、一定の要件を満たす事業者等に対し、公害防止管理者等を配置することを定めた「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の適切な運用により、工場の操業に伴う公害の防止を図りました。

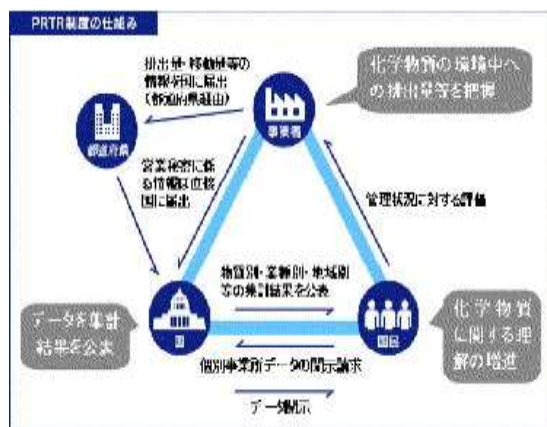
ダイオキシン類については、平成 11 年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、それに基づき環境中のダイオキシン類濃度を定期的に測定しています。令和 5 年度に県内の大気、公共用水域、地下水及び土壌について測定した結果においては、全ての地点で環境基準を達成していました。今後も、環境中のダイオキシン類濃度の継続的な測定を進めるとともに、発生源となる事業場の監視・指導を強化するほか、排出状況の測定を行うなど発生源対策を進めています。

ダイオキシン類の測定結果

項目		ダイオキシン類濃度(平均値)	環境基準値
大気		0.0053	0.6 pg-TEQ/㎥以下 (年平均値)
公共用水域	水質	0.13	1 pg-TEQ/L 以下
	底質	6.2	150 pg-TEQ/g 以下
地下水		0.058	1 pg-TEQ/L 以下
土壌		0.99	1,000 pg-TEQ/g 以下

農薬については、環境汚染防止対策として、農薬取扱者に対して、農薬に係る水質の監視及び農薬の安全使用の指導を行いました。

さらに、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、平成 11 年に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）に規定されている PRTR 制度の周知・徹底に努めました。



PRTR 制度の仕組み

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
ダイオキシン類の環境基準の達成状況	100%	2028 年度	100%

### (3) 資源の循環利用

#### ①資源の循環利用

我が国は、20 世紀後半から大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会となり、大量の廃棄物が発生しています。これによる処理施設の不足や不法投棄・不適正処理が、深刻な海洋汚染を起こすといった世界的な課題の一因となっています。

こうしたことから、廃棄物の発生を抑制し、また、廃棄物を資源として活用する「資源循環」の推進による持続可能性の高い社会基盤の構築が求められています。

そこで、本県では、県民・事業者・行政等、それぞれの役割に基づく取組をまとめた「徳島県廃棄物処理計画」を策定し、総合的な廃棄物の発生抑制対策や資源の回収・再生利用を推進しています。

特に、資源循環の促進に必要な県民の意識啓発を図るため、県では、有用金属の再資源化に資する小型家電のリサイクル促進に着目し、令和7年度においては国に認定されたリサイクル事業者との連携により、回収イベントを実施し、県下全体で小型家電リサイクルの機運醸成を図りました。



小型家電回収イベント



スマートフォン等回収ボックスの設置

更には、農業におけるリサイクルを促進するため、農業生産資材廃棄物（廃プラスチック等）の回収及び適正処理を推進しました。

指 標	現状値 (2023 (令和 5) 年度)	目標値	
		年度	数値
資源好循環に向けた都市鉱山回収量 (県民人あたりの小型家電回収量)	0.89kg/人	2028 年度	2.2kg/人

#### ②地域社会におけるエシカル消費の推進

日本における食品ロスの発生量は、年間約 464 万トンと推計されています。限りある食糧を無駄なく消費し、温室効果ガスの発生源となる廃棄食品を削減することは、エシカル消費の理念にもつながり、今後一層の取組みの推進が求められています。

本県においては、家庭や飲食店、小売店等で発生する食品ロスの削減に向けて、「おいしい徳島！食べきり運動」を積極的に展開するとともに、実体験を通して学ぶ食品ロス削減講座を開催しました。また、令和元年度から「とくしま食べきるんじょ協力店」登録制度を開始しており、食品ロス削減対策を推進しました。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
「とくしま食べきるんじょ協力店」登録店舗数 (累計)	133 店舗	2028 年度	190 店舗

また、学校、消費者団体、小売店、フードバンクや子ども食堂の運営者等、多様な主体との連携により、普及啓発を実施しました。例えば、「食品ロスとは何か、食品ロス削減のために何ができるのか」について考える出前授業や家庭で余っている食品を寄付いただき、「NPO 法人フードバンクとくしま」を通じて支援を必要としている施設等に提供するフードドライブを積極的に実施しました。



食品ロス削減啓発イベント



食品ロス削減セミナー

さらに令和元年度には、「食品ロス削減全国大会」を本県で開催し、家庭や飲食店等における食品ロス削減の気運を醸成し、県民運動へと展開しました。

新たな環境問題として、プラスチックごみによる海洋汚染対策が国際的な課題となっています。廃プラスチック類の管理を徹底することが必要であるとともに、今後は、一人ひとりの消費行動が重要となります。

本県においては、「マイバッグキャンペーン」を行うとともに、令和元年度からは「マイボトルキャンペーン」を新たに開始するなど、取組みを拡充し、更なる普及啓発を図りました。

令和元年度からは、包装の簡素化やレジ袋・食品トレイの廃止・代替製品の導入など、積極的にプラスチックごみ削減に取り組んでいる事業者を「プラスチック OUR アクション」として新たに募集し、事業者での削減を図りました。

また、「徳島県リサイクル認定制度」として、廃棄物を新たな資源として捉え、廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品や、3R（スリーアール）に積極的に取り組む事業所を認定する制度を設けています。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
プラスチックごみ削減協力事業者数 (累計)	65 事業者	2028 年度	140 事業者

「徳島県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、関係行政機関・市町村・民間団体等と連携して、漂着物等の回収・適正処理・処分・資源化を進めるとともに、県民に対して発生抑制に係る情報提供や普及啓発を実施しました。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
海岸漂着物対策活動推進員による活動回数 (累計)	90 回	2028 年度	100 回

プラスチックごみの徹底した分別回収・再資源化が行われるよう、一般廃棄物行政を所管する市町村と協力し、効果的・効率的なリサイクル等の推進を図りました。

#### (4) 平時と災害時に対応した廃棄物処理対策

##### ① 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の処理コストの増加等から、廃棄物の不法投棄や不適正処理の増加が懸念されています。

本県では、適正処理の意識や処理技術の向上に関する研修等を実施し、優良な産業廃棄物処理事業者の育成を推進しています。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
産業廃棄物適正処理講習会受講者数	2,326 人	2028 年度	2,700 人

## ②不法投棄監視体制の充実

国、市町村、警察といった関係機関と「不法投棄・不適正処理撲滅共同宣言」を行うとともに、これに基づいて相互連携を図る「不法投棄等撲滅連携ネットワーク」を構築し、不法投棄や不適正処理の撲滅に向けた監視体制を強化しました。

また、不法投棄通報専用フリーダイヤル（0120-381-347）に加え、県公式LINEから通報できる「不法投棄110番」を開設し、県民からの情報収集に努めるほか、パトロールや監視カメラ等の活用や、関係機関と協働で不法投棄された廃棄物の撤去を行う「とくしまエコサポート事業」の実施などにより、不法投棄の早期発見や拡大防止を図りました。



とくしまエコサポート事業

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
不法投棄通報協定を締結している民間企業等	40 団体	2028 年度	46 団体

## ③災害廃棄物処理体制の強化

平成 23 年に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、様々な災害廃棄物が混ざり合い、これまでの災害をはるかに超えた被害が広範囲に発生したため、市町村では混乱を生じ、災害廃棄物処理に時間を要しました。

このため、本県においては、平成 27 年 3 月、南海トラフ巨大地震や近年大型化する傾向にある台風などの災害から、速やかな復旧・復興を図るため、「徳島県災害廃棄物処理計画」を策定しました。また、平成 30 年度には、県内全市町村において「市町村災害廃棄物処理計画」が策定されています。

令和 4 年 3 月には、「徳島県災害廃棄物処理計画」について、事前復興、DX、GXの視点も取り入れ、より実効性のある計画として改定するとともに、市町村が仮置場の確保や職員のスキルアップなどの対策に取り組めるよう、積極的に支援しています。

また、令和 8 年 3 月には、能登半島地震の教訓を踏まえ、被災家屋等の解体を行う、いわゆる公費解体について、その対応を明確化するため、計画を見直すとともに、公費解体に特化した新たなマニュアルを策定しました。

なお、県・市町村等の職員災害廃棄物への対応能力を養うため、継続的に教育訓練を実施しています。令和 7 年度は市町村、関係団体、県及び国等が参加する災害廃棄物仮置場実地訓練を実施しました。

### 3 癒しの郷とくしま

#### (1) 多様な自然環境の保全とふれあいの創造

##### ①多様な自然環境の保全の推進

すぐれた自然の風景地を保護するため、本県には、瀬戸内海国立公園、剣山と室戸阿南海岸の2つの国立公園、そして6つの県立自然公園、高丸山、野鹿池山の2箇所の自然環境保全地域が指定され、その面積は、自然公園が38,706ha、自然環境保全地域が39haとなっています。

自然公園等については、遊歩道、トイレ、展望施設等の維持管理を行いました。また、風景の保護や豊かな自然環境の保全のため、公園計画に基づく適切な利用を促進するための規制や施設整備を行うとともに、5つの公園監視団体を配置し、適切な自然公園等の保護管理を行いました。

また、近年、自然公園利用者の増加に伴い、不法投棄の増加や野生植物の持ち去りなどマナーの低下等が問題になっています。このため、平成15年4月から自然公園法が改正されたことに伴い、県民との協働のもと、監視体制の充実・強化を図り、自然公園等の保全と適正な利用を促進しています。



剣山国立公園



室戸阿南海岸国立公園

本県は、森林が県土の4分の3にあたる314,832haを占める森林県であり、木材生産はもとより、県土の保全、水資源のかん養、野生生物の生息や県民の保健・休息の場、そして二酸化炭素を吸収・固定し地球温暖化を抑制するなど、森林から様々な恵みを受けています。このことから、森林の有する公益的機能の保全を図るため、地域森林計画を策定し適切な管理と森林整備を進めているほか、目的別に11種類の保安林を指定しています。令和6年度末時点の指定面積は、国有林と民有林を合わせ、計117,691haとなっています。

今後も、間伐等による健全な森林整備や保安林の指定などにより森林の適切な保全・管理を図るとともに、県民が森と親しめる機会を拡充していきます。



多様な機能を有する森林

また、自然との共生を県民が身近に感じるため、地域の多様な自然環境を活かしたビオトープ（生き物の棲み家）の保全及び創出を県民協働で推進しました。

さらには、藻場、干潟の保全や機能の回復による生態系全体の生産力の底上げを行うため、藻場造成等を行うとともに、漁業者や地域住民等による保全活動が一体となった取組みを推進しました。

指 標	現状値 (2024(令和6)年度)	目標値	
		年度	数値
藻場造成箇所数(累計)	32箇所	2028年度	39箇所

## ②野生鳥獣適正管理の推進

生息域の拡大により農林業や自然生態系などに被害を及ぼしているニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、被害軽減や人と鳥獣との適切な関係を目指すため、適正管理計画に基づく個体数管理を推進しています。有害鳥獣捕獲への支援や指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲対策の強化といった取組みにより、ニホンジカやイノシシ等の個体数の管理に努めました。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
ジビエ加工施設での処理頭数	2,386 頭	2028 年度	2,200 頭

## ③自然とのふれあいや理解の推進

県民の自然とのふれあいの関心は年々高まっていることから、環境を損なわないような自然とのふれあいを促進するよう、自然公園の施設整備や長距離自然歩道（四国のみち）の整備（1,545.6km、うち県内320.1km）が行われています。

自然とのふれあいが促進されるよう、佐那河内いきものふれあいの里ではネイチャーセンターや自然観察スポット等を整備し、自然観察指導員を配置するなど、自然とのふれあいと自然保護活動や自然保護思想の普及啓発を進めました。また、愛鳥週間における各種催しが行われるなど、今後も、県民一人ひとりの自然とのふれあい活動を推進するよう、様々な自然体験の場や機会の創出を図ります。



四国のみち



自然環境学習

## (2) 癒しの郷とくしまの創造

### ①身近な緑や水辺の保全・創造の推進

都市公園は、身近な緑の創出、レクリエーションやスポーツの場、都市災害における安全性の確保など様々な機能を有する施設です。

本県の1人当たり都市公園等面積は、令和5年度末で10.4m<sup>2</sup>/人（全国平均10.9m<sup>2</sup>/人）となっており、今後とも、緑豊かで潤いのある生活環境の保全と創造を図るため、都市公園の整備を推進します。

また、都市における自然的環境を良好に保つために、樹林地や水辺等に富んだ地域を風致地区として指定し、建築物等の建設や土地の造成、樹木の伐採等を規制しています。令和6年度末現在、本県では6地区、約1,220haの風致地区を指定しています。

風致の適切な維持に努め、都市の自然と美しい景観を守り、調和のとれた住みよいまちづくりを図ります。



南部健康運動公園



日の峰大神子風致地区

## ②快適で文化の薫り高い環境の確保

良好な景観は、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であることから、平成 16 年度制定の景観法を積極的に活用し、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進します。



実りある田園



歴史的文化的街並み

貴重な動植物や地質鉱物の保護・管理のために、国や県、市町村では文化財保護法や文化財の保護に関する条例等に基づき、文化財の指定を行っています。本県では、動物 13 件（うち国指定 10 件）、植物 62 件（同 11 件）、地質・鉱物 11 件（同 4 件）の指定が行われているほか、市町村指定の天然記念物は、140 件を超えています。また、県では、16 名の文化財巡視員を配置し、その管理を図っています。

天然記念物の保全のため、天然記念物周辺における開発行為の規制等を進めるとともに、天然記念物の適切な保護・管理を進め、県民の理解と保護意識の向上を図ります。



加茂の大クス



大歩危小歩危

## (3) 生物多様性のゆりかごとくしまの創造

### ①生物多様性保全の推進

本県には、約 3,500 種の植物、約 600 種の高等菌類、約 240 種の海藻類、そして、約 650 種の脊椎動物や約 5,000 種にのぼる無脊椎動物といった野生動植物の生息・生育が確認されていますが、その詳細な把握は十分に行われていません。これらの野生生物のなかには絶滅のおそれのあるものもことから、県では、平成 13 年に「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物（県レッドデータブック）」を発行し、平成 21～26 年にかけては、レッドリストの改訂作業を行いました。また、平成 18 年 3 月には、「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」を制定し、野生生物の保全を進めています。

また、26,244ha（53 箇所）の鳥獣保護区を設定し、2,499ha（22 箇所）の特別保護地区を指定するなど、鳥獣をはじめ野生生物の生息地の保全を図っています。さらに、本県の自然特性を活かした「人と自然との調和を目指した仕組みづくり」の羅針盤として、平成 25 年 10 月に策定した「生物多様性とくしま戦略」を令和 6 年 3 月に「生物多様性とくしま戦略 2024-2028」として改定し、県民協働による生物多様性の保全を図っています。



オヤニラミ



アカウミガメ

「生物多様性という地域資源を活かした、持続可能な循環型社会の実現」のためには、生物多様性の保全と持続可能な利活用に関わる県民・事業者・研究者・行政等、各主体の役割を明確にするとともに、「協働活動の輪」を拡げていくことが重要であることから、生物多様性保全活動のプラットフォームとして「とくしま生物多様性センター」を開設し、県民、関係団体、大学等の研究機関との連携を強化し、生物多様性に関する調査研究や普及啓発を推進しました。

## ②生態系の保全・回復・持続可能な活用の推進

コウノトリは、2017年に鳴門市において、兵庫県豊岡市とその周辺地域を除く地域としては、全国初となる野外繁殖に成功しました。野外のコウノトリは450羽を超えるまでに数を増やしていますが、人の手を借りない真の野生復帰により繁殖地を全国各地に広げることが今後の課題となっています。

本県では、コウノトリ足環装着プロジェクトチームによる足環装着によって、コウノトリ個体群管理に役立つ取組みを推進しています。令和6年度は、足環装着や救護用具の配置などの取組みを行い、コウノトリの保護に尽力しました。



コウノトリ  
(写真提供：認定NPO法人とくしまコウノトリ基金)

また、絶滅危惧種の保全及び回復に向けた定期的な見直しも実施しています。希少野生生物保護検討委員会において、徳島県版種のレッドリストの見直しについて、調査及び検討を進めています。令和6年度末時点の本県における絶滅危惧種は925種類です。

令和4年1月には、生物の生息・生育空間のまとまりとして重要なエリアを選定、隣接する連続した生態系も含めた生態系全体を地域づくりに活用し、また、保全に活かしていくことができるよう「徳島県の活かしたい生態系リスト」を作成しました。

## ③特定外来生物対策の推進

本県は、生態系及び県民生活に被害を及ぼす恐れのあるアルゼンチンアリなどの特定外来生物については、国、市町村、地域住民等と連携し、防除に向けた対策を推進しました。特定外来生物は、令和6年度末時点で28種類が確認されており、本県では防除や注意喚起といった対策を講じました。

## ④生き物と人が共生した持続可能な社会を築くための人材育成の推進

生物多様性を広く普及・浸透させ、「生物多様性とくしま戦略」を着実に実施していくためには、普及啓発や保全活動の担い手の中心となる人材が不可欠です。

そこで本県では、平成27年度から生物多様性に関する普及啓発を推進するための人材となる生物多様性リーダー及び生物多様性アドバンスリーダーを育成し、育成した人材には活動の場を提供しています。

指 標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値	
		年度	数値
生物多様性リーダー数 (累計)	142人	2028年度	200人
生物多様性を保全するための情報交換会 (累計)	7回	2028年度	10回

<令和6年度の実績>

自然観察会等の実施状況

- ・自然観察会 : 22回開催、272人参加
- ・団体等観察会 : 15回開催、312人参加

## 4 県民主役とくしま

### (1) 県民主役の起点となる新たな拠点

#### ① 県民主役となる拠点の創出

今日の環境問題の解決には、あらゆる主体が相互に協力・連携しながら、自主的、積極的に環境の保全に取り組むことが重要です。本県では、県民、企業、NPO、高等教育機関など様々な主体が連携し協力する活動拠点として「エコみらいとくしま」を整備し、環境学習講座や啓発イベントの開催を通じて県民の理解と関心を深めるとともに、環境保全活動に取り組む団体への活動スペースの提供や積極的な情報発信を行っています。こうした実践的な学びの場や活動拠点の提供により、県民が自ら考え、行動する「県民主役」の環境保全活動を強力に後押ししています。

#### ② 各主体の自主的な取組の促進

地球温暖化問題など環境問題の解決には、企業、県民、NPO、高等教育機関など様々な主体の各々が対策を推進する必要があります。特に資金や人材ネットワークの面で事業や活動の実施が困難な中小企業やNPOに対しては、国の支援制度等の活用や、関係する研究者・技術者の紹介など、プロジェクトの構想段階から支援していく必要があります。

事業者の自主的な取組みとしては、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001や環境省が策定したエコアクション21の認証取得が県内の事業者で進んでいます。

また、県民に対しては、地球環境保全行動に対する意欲を高めるため、「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」では、4月22日を「徳島県地球環境を守る日」とするとともに、県民に対してエコドライブの呼びかけやフロン対策の情報提供を行うなど、環境保全に関する普及啓発を積極的に行うことにより、持続可能な社会の実現を目指すこととしています。

今後も、事業者の人材養成研修やアドバイザーの派遣を行い、県内中小企業の自主的な環境保全活動を支援するほか、県としても率先して環境保全行動を推進します。

また、本県では、徳島県環境基本条例の基本理念を踏まえ、平成12年1月にとくしま環境県民会議が設立されました。ストップ温暖化部会、クリーン・リサイクル推進部会の2つの部会を中心に、県民・事業者・行政の各主体が連携し、それぞれの役割に応じて環境負荷の低減に向けた取組みを推進しました。部会は、令和6年度に各1回開催し、プラスチックごみの削減等をテーマに意見を交換しました。令和6年度の総会では、「とくしま環境県民会議」から「徳島環境サステナブルネットワーク」へと団体名称の改正を行うとともに、部会の名称も脱炭素部会、循環型社会部会に改正するなど、今後、当団体においても「徳島県GX推進計画」の各取組について県民主役で一層推進していくこととしました。



令和6年度徳島環境サステナブルネットワーク総会

また、団体や企業がボランティアで地元の道路や河川、公園などの清掃活動を行うアドプト・プログラム制度が定着し、令和6年度末現在、吉野川や那賀川など、県内で、693団体、延べ約3万3千人が参加登録し、活動を行っています。今後も、アドプト・プログラムの活動が促進されるよう、普及啓発に努めます。

場所	団体数	登録人数(人)	コーディネーター
吉野川	128	12,826	吉野川交流推進会議
那賀川	27	944	アドプトネットワーク那賀川
県管理道路	254	5,899	徳島県県土整備部 高規格道路課
県管理河川	55	2,568	徳島県県土整備部 河川政策課
港湾	23	1,033	徳島県県土整備部 港湾政策課
公園	9	189	徳島県県土整備部 都市計画課
国管理道路	98	4,045	国土交通省 徳島河川国道事務所

県内の主なアドプト・プログラムの実施状況



近年の国等の施策や支援制度においては、産学民官の連携したコンソーシアムでの取組を行うことが求められています。このため、特に地球温暖化対策において、徳島県地球温暖化防止活動推進センターや高等教育機関と連携し、コンソーシアムの設置等の支援を行いました。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
企業・団体との環境課題に係る協定締結件数	37 件	2028 年度	45 件

### ③総合的な環境教育・環境学習の推進

#### ○総合的な環境教育・環境学習の推進

環境保全に対する県民意識を高め、環境保全活動への参加を促進するためには、長期的視野に立った環境教育・環境学習の推進が必要です。

本県では、平成 17 年 12 月に「徳島県環境学習推進方針～とくしま環境学びプラン～」を策定し、環境教育・環境学習に関する施策をより効果的、体系的に進めています。

さらに、平成 19 年 3 月に「徳島県環境学習推進方針～とくしま環境学びプラン～」の方針を踏まえた「とくしま環境学習プログラム」を作成し、その普及を図るため、モデル的な取組みに対し、支援しました。

また、Minecraft を用い、脱炭素社会に関して体験できる「脱炭素・未来空間 TOKUSHIMA (徳島県作成)」を活用し、小学校での出前授業を実施しています。

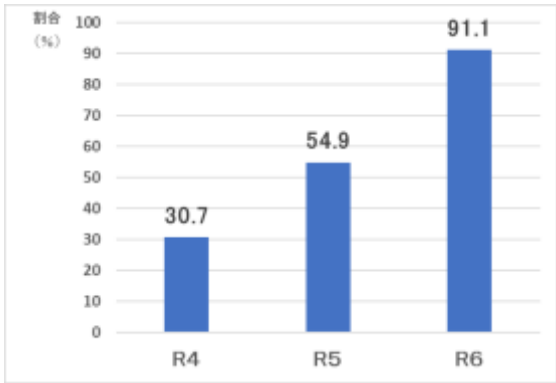
指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
「とくしま環境学講座」及び「親子環境学習教室」受講者数 (累計)	21,635 人	2028 年度	27,100 人



出前講座

また、学校における環境教育の実践・充実を図るため、平成 16 年度から「学校版環境 ISO」の認証取得を通じて、児童・生徒・教職員が一体となった継続的かつ自立的な環境保護活動を推進してきましたが、平成 24 年度からは、これまでの活動を家庭や地域にも広げる「新 学校版環境 ISO※」に移行を始め、平成 27 年度末に移行を完了しました。令和 4 年度からは、脱炭素社会実現に向け、持続可能な社会の創り手を育成するため、従来 of 取組に加え、環境と SDGs の関わりを意識した取組を実践する「とくしま GX スクール」の認定に順次移行しています。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
とくしま GX スクール認定校の割合	91.1%	2026 年度	100%



とくしま GX スクール認定校の割合の推移

活動の様子

さらには、学校と地域が一体となり、河川の水質調査、清掃などに取り組み、環境保全活動の一役を担っているところもあります。そのほか、県民や事業者の自主的な活動の支援として環境アドバイザーの派遣に取り組みました。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
環境アドバイザー派遣件数 (累計)	1,301 件	2028 年度	1,520 件

○「エシカル消費」教育の推進

令和元年度に県内全ての公立高校に、エシカル消費を研究・実践する「エシカルクラブ」を設置し、学校の特色に応じた啓発・実践活動を行っています。

一般向けには、徳島県消費者大学校及び大学院において、エシカル消費について学習する講座を設け、環境に対する影響等について主体的に考えながら消費行動のできる消費者の育成に努める体制を整えています。

④環境保全に関する調査研究及び情報発信の充実

○調査研究の推進

多岐にわたる環境課題に対応するため、本県では、保健製薬環境センター、工業技術センター、農林水産総合技術支援センターの試験研究機関において、独立行政法人や大学等の研究機関との連携・協力を図りつつ、県内の環境の監視・測定、環境への負荷の低減に向けた様々な研究や技術開発を行いました。

保健製薬環境センターでは、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、県内における大気中からの窒素沈着量の調査や沿岸海域及び河川における栄養塩類等の調査を実施し、環境施策の推進に資することを目的とした、きめ細かな環境データの取得に向けた試験研究に取り組みました。

工業技術センターでは、令和 6 年度に、LED 製品性能評価体制を活用した消費電力の少ない LED 照明器具などの開発支援、工業用地下水の成分分析や CNF を活用した新しい製品開発など、環境に対して直接的・間接的に影響を及ぼす様々な分野での取組みを行いました。

農林水産総合技術支援センターでは、農業において化学農薬や化学肥料の使用を低減するため、天敵昆

虫を活用した害虫防除技術や植物を肥料として利用する緑肥施用技術、水稻・ブロッコリー体系に適する有機配合肥料の開発などに取り組みました。

また、高等教育機関及び徳島県地球温暖化防止活動推進センターにより、国の支援制度等を積極的に活用し、環境研究や環境・エネルギー技術開発に関する研究、あるいは製品開発に関する共同化を推進しました。

今後も、県内の環境の継続的な監視・測定を行うとともに、環境問題の原因の解明や、リサイクル技術等の開発に向けて研究機能の強化や高度化を図り、県立試験研究機関の連携はもちろんのこと、産学官の連携を効果的に行うなど、環境保全に関する調査・研究体制の充実に努めます。



保健製薬環境センター



工業技術センター



### ○環境情報提供の充実

本県においては、従来より、ホームページや広報誌による環境情報の提供のほか、環境白書を始めとした刊行物や各種パンフレット類を作成し、種類に応じて各地の図書館に配布するほか県や市町村の窓口及び担当部局に配備するなど様々な方法を用いて環境情報の提供に努めています。

また、環境に関する各種の情報を取りまとめた「とくしまの環境」をホームページ上に開設し、各種の環境情報を早く、分かりやすく提供することに努めています。



とくしまの環境ホームページ

さらに、県民の方々から寄せられた種々の環境情報についても集計・分析し、環境行政の推進に活用していきます。

#### <令和6年度の実績>

- ・公立高校における「エシカルクラブ」設置率 100%
- ・徳島県消費者大学校大学院に「エシカル消費コース」を設け、5講座を実施

## (2) 事業者における環境配慮の適切な実施

### ①環境影響評価体制の整備

大規模な開発事業に伴う環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくため、事前に環境への影響を事業者が自ら評価し、環境保全に配慮するしくみとして環境影響評価（環境アセスメント）の制度があります。

平成9年6月に成立した「環境影響評価法」では、道路、ダム、鉄道、空港などの13種類の事業を対象としており、湛水面積100ha以上のダム建設、面積50haを超える公有水面埋立など、規模が大き

く環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を「第1種事業」と定め、環境アセスメントの手続を必ず行うこととしています。

本県においても、「徳島県環境影響評価条例」の規定に基づき、工場・事業場や畜産施設の設置、下水道終末処理場など法対象事業外の7事業も含め20種類を対象としています。また、事業規模につきましても法に比べ小規模なものまで対象としており、対象となる事業を幅広くとらえ制度の充実を図りました。



環境アセスメント

「環境影響評価条例のあらまし」パンフレット

また、「環境影響評価法」及び「徳島県環境影響評価条例」における対象事業の規模よりも小規模な事業についても、県土整備部所管の公共事業や農林水産部所管の農業農村整備事業では、調査・計画段階から、「徳島県公共事業環境配慮指針」や「徳島県田園環境配慮マニュアル」に基づいた環境配慮への取り組みを進めており、この一環として環境の専門家からなる第三者機関として設置している「土木環境配慮アドバイザー」や「徳島県田園環境検討委員会」に指導・助言を求め、環境に配慮した事業の推進に取り組んできました。

さらに、民間の事業者が実施する大規模開発については、環境アセスメントの対象事業でない場合にも、徳島県土地利用指導要綱に基づき、地域環境への配慮等を実施しました。

今後も国の動向を踏まえ、本県の特성에応じた適切な対策を講じていきます。

#### <令和6年度の実績>

- ・「土木環境配慮アドバイザー」の助言・意見を受け、環境に配慮した公共事業を推進。
- ・田んぼの学校等の環境学習の開催日数 6日

### (3) 広域的な環境保全対策

#### ①多様なネットワークによる取組の推進

平成22年12月、2府5県（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県・徳島県）が結集し、複数府県により構成する全国初の広域連合として、関西広域連合が発足しました。（現在は奈良県、京都市、大阪市、堺市、神戸市の1県4市も加わっています。）

関西広域連合では、連合のスケールメリットを活かして広域的な課題などに取り組んでおり、中でも広域環境保全分野においては「温室効果ガス削減のための広域取組」、「府県を超えた鳥獣保護管理の取組」、「関西広域環境保全計画の策定・推進」など、様々な取組を展開しました。

また、四国4県においても、連携して共通の課題に取り組むため、「四国地球温暖化対策推進連絡協議会」では、クールビズのポスター図案の募集など連携した普及・啓発活動に取り組むとともに、4県にある国の地方支分局やエネルギー関係者、経済団体などで構成する「四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議」では産学民官での取組などを推進しました。

更には、兵庫県と連携し、大鳴門橋を挟んだ淡路側と鳴門側のインターチェンジ出入口付近等で、産業廃棄物運搬車両の合同検問を実施しました。

このように、環境問題の中には、府県市の枠を超えて広域的な取組を進めることで、より高い効果が得

られることもあり、本県ではこうした広域的に連携した取組を進めているところです。



クールビズ・ウォームビズポスター

**徳島県環境白書**  
**～令和7(2025)年度～**  
**令和8年3月**

発行：徳島県生活環境部サステナブル社会推進課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話：088-621-2334 ファクシミリ：088-621-2845

ホームページアドレス：<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kankyo/kankoubutu>